様式第2号(規格　A4)(第3条関係)

(　　　―No.　　　)

ながめ余興場利用許可申請書　兼

ながめ余興場利用許可書(申請者受領用)

年　　月　　日

　みどり市長　　　　様

申請者　住所

団体名等

利用責任者

電話番号

　ながめ余興場条例及びながめ余興場条例施行規則を遵守し、次のとおり利用したいので、同規則第3条第1項の規定に基づき申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 | (入場予定人数　　　　人) |
| 利用日時 | 　　　　　　年　　月　　日(　　曜日) | 1　午前の部 |  9時～12時 |
| ～ | 2　午後の部 | 13時～17時 |
| 　　　　　　年　　月　　日(　　曜日)　　　　　　　　　　　　　(　　日間) | 3　夜間の部 | 18時～22時 |
| 4　全日 |  9時～22時 |
| 冷暖房利用の有無 | 有　・　無(市内外共通料金) | 1　午前の部 | 1,040円 | 3　夜間の部 | 1,360円 |
| 2　午後の部 | 1,360円 | 4　全日 | 3,140円 |
| 音響機器利用の有無 | 有　・　無(市内外共通料金) | 1　午前の部 | 2,090円 | 3　夜間の部 | 3,140円 |
| 2　午後の部 | 3,140円 | 4　全日 | 8,380円 |
| 特別設備設置利用の有無 | 　　有　　・　　無 |
| 設置利用する場合は、ながめ余興場条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、様式第5号により申請し、許可を受けること。 |
| 利用者 | 市内　　・　　市外(余興場使用料金は、市内の2倍) |
| 入場料徴収の有無 | 有　　・　　無 | 1　3,000円未満(使用料金×1.5倍) |
| 2　3,000円～5,000円未満(使用料金×2倍) |
| 3　5,000円以上(使用料金×2.5倍) |
| 減免の有無 | 有　　・　　無 | 減免区分 | 全額　　・　　5割 |
| ※使用料金徴収額 | 区分 | 使用料金 | 割増・減額料金 | 冷暖房使用料金 | 音響機器使用料金 | 合計金額 |
| 1　午前の部 | 5,500円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2　午後の部 | 8,800円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3　夜間の部 | 11,000円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4　全日 | 22,000円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ※使用料金納入の有無 | 1　　　　　　年　　月　　日納入済2　未納(　　　　年　　月　　日　納入予定) |

　※印の項目は記入しないこと。

　注　割増・減額料金の算定については、10円未満切捨。

　注　使用料金未納の場合は、使用料金納入後に利用を許可する。

　裏面のとおり、利用許可条件を付して、ながめ余興場条例施行規則第3条第3項の規定に基づき余興場の利用を許可します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

群馬県みどり市長

利用許可条件

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 条例及び条例施行規則を遵守し、目的以外に利用しないこと。 |
| 2 | 利用責任者は、余興場利用中は利用許可書を携帯し、同施設を離れないこと。 |
| 3 | 入場者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに収容定員を超過しないこと。 |
| 4 | 火災、盗難の防止及び秩序維持のため必要な責任者並びに整理員等を配置し、特に二階最前部には必ず2人以上配置すること。 |
| 5 | 余興場内に危険物、有害物質、動物(盲導犬及び介助犬を除く)等を持ち込まないこと。 |
| 6 | 舞台設備、その他機械器具等の利用操作は、すべて職員の指示に従うこと。 |
| 7 | 施設及び附属設備等を損傷、滅失したときは、速やかに市長に届け出ること。 |
| 8 | 余興場内に酒類の持ち込み及び飲酒は原則禁止とする。 |
| 9 | 余興場内外において、寄附金等の募集行為を行わないこと。 |
| 10 | 飲食等行う場合は出演者及び他の入場者に迷惑をかけないこと。 |
| 11 | 飲食等により余興場内を汚損した場合は、利用者が責任をもって清掃すること。 |
| 12 | その他、管理運営上必要な事項は職員の指示に従うこと。 |